



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 ANAホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 片野坂 真哉  
(コード番号 9202 東証第1部)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室  
グループ総務・CSR部長 原 雄三  
(TEL . 03-6735-1001)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 29 日開催予定の第 70 回定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、当該の取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 29 条第 2 項及び第 35 条第 2 項の一部を変更するものです。なお、定款第 29 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 29 日 (月) (予定)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 29 日 (月) (予定)

以 上

## 別紙

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 29 条 (取締役の責任免除)</p> <p>本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の行為に関する取締役 (取締役であった者を含む。) の賠償責任を法令に定める限度において免除することができる。</p>	<p>第 29 条 (取締役の責任免除)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>② 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の行為に関する賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>② 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の行為に関する賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>
<p>第 35 条 (監査役の責任免除)</p> <p>本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役 (監査役であった者を含む。) の賠償責任を法令に定める限度において免除することができる。</p>	<p>第 35 条 (監査役の責任免除)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>② 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の行為に関する賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>② 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の行為に関する賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>